

深川市遠距離通学児童生徒等の通学費補助金交付要綱

令和4年3月28日

深川市訓令第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、深川市立小中学校に通学する遠距離通学児童生徒等の保護者の負担を軽減するため、通学費を補助することについて、必要な事項を定めることを目的し、深川市補助金等交付要綱（昭和51年深川市訓令）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 通学費の補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者とする。

- (1) 学校統合により統合された学校の校区（以下「統合学校校区」という。）に居住する者
- (2) 統合学校校区以外で、自宅から学校までの通学距離が、児童にあっては4キロメートル以上、生徒にあっては6キロメートル以上の者（以下「遠距離通学児童生徒」という。）

(補助対象外)

第3条 次に掲げる児童生徒の保護者は、補助を受けることができない。

- (1) スクールバスにより通学している者（スクールバスにより通学することが適当である者を含む。）
- (2) 区域外通学を許可されている者
- (3) 他の公費をもって通学費の補助を受けている者

(補助金額等)

第4条 補助の方法及び補助金額等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統合学校校区に居住する者で、路線バスの運行地域にある者については、自宅最寄りのバス停留所から学校最寄りのバス停留所までの定期券等を支給する。
- (2) 遠距離通学児童生徒又は統合学校校区に居住する者で路線バスの運行地域にならない者については、補助対象者からの申請に基づき、次の算式により算出した額（100円未満を切り捨てた額。以下「補助金」という。）。なお、算出に当たり、燃費はガソリン1リットル当たり10キロメートルを、ガソリン単価は深川市が契約している1リットル当たりの単価のうち各学期において最も契約日数の多い単価を適用し、通学日数は児童生徒の出席日数とする。

往復の通学距離（キロメートル）÷燃費（キロメートル／リットル）×ガソリン単価（消費税及び地方消費税を含む。1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）×通学日数（日）

- (3) 前号の場合において、同一世帯に複数の該当児童生徒がいる場合は、1人分のみの支給とする。この場合において、該当児童生徒の算出した額に差異があった場合は、最も高額となる補助金を支給する。

(補助金の申請)

第5条 第2条第2号に該当し、補助金の支給を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、深川市遠距離通学児童生徒等通学費補助申請書（別記様式第1号）

を申請者の児童生徒の在籍する学校長を経由して、市長に申請しなければならない。

（補助金の決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査のうえ、補助の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の支給について決定したときは、深川市遠距離通学児童生徒等通学費補助決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 補助金は、学期ごと又は当該年度末に支給する。

（補助金等の取消し及び返還）

第7条 市長は、補助の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した定期券等又は補助金の全額を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 法令又はこの要綱に違反したとき。

（3） その他補助金の交付決定を取り消すことが適当であると認めたとき。

2 市長は、補助決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、書面により、補助決定者に通知するものとする。

4 補助決定者は、転居等により補助要件を満たさなくなった場合は、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。